

令和7年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和7年2月10日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

令和7年2月10日（第1号）

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程（第1号）	2
議事日程（第1号の2）	3
会議に付した事件	3
議事等の経過	
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
諸般の報告	5
会期の決定	5
副議長の選挙	6
議案第 1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について	8
議案第 2号 令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 （第1号）	9
議案第 3号 令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特 別会計補正予算（第2号）	11
議案第 4号 令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	15
議案第 5号 令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特 別会計予算	17
議案第 6号 監査委員の選任同意について	22
議案第 7号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 の一部の改正について	23
議長の辞職について	25
議長の選挙	26

令和7年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

招集年月日

令和7年2月10日 月曜日

招集場所

津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館 4階第2・3研修室

開会及び閉会の日時

開会 令和7年2月10日 午後2時30分

閉会 令和7年2月10日 午後3時32分

出席議員（33人）

1番	南	条	弥	生	2番	青	山	昇	武
3番	渡	辺	敏	明	4番	石	川	善	己
5番	福	井	敏	人	6番	浜	口	和	久
7番	近	田	雄	一	8番	中	島	清	晴
9番	平	野	勝	弘	10番	愛	敬	重	之
11番	杉	野	浩	二	12番	池	上	茂	樹
13番	永	岡		禎	14番	下	村	新	吾
15番	山	本	伸	治	16番	河	村		孝
17番	濱		重	明	18番	山	下	正	史
19番	中	村	孝	司	20番	宮	崎		寿
21番	赤	堀	久	実	22番	三	輪	一	雅
24番	諸	岡	高	幸	25番	矢	野	純	男
26番	城	田	政	幸	27番	久	保	行	央
28番	下	村	由美子		29番	大	森	正	信
30番	小	林		豊	31番	中	村	忠	彦
33番	上	村	久	仁	34番	尾	上	壽	一
35番	大	畑		覚					

欠席議員（3人）

23番 水谷俊郎
36番 向井健雅

32番 服部吉人

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記 今井昇治
書記 川本航也

書記 大西杏子

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長 森 智 広
副広域連合長 加 藤 隆
監査委員 森 谷 実 徳
次長兼総務企画課長 小 菅 武
事業課長 安 田 薫
事業課主幹 大 門 真人
事業課主査 堤 由里子

副広域連合長 橋 爪 政 吉
副広域連合長 辻 村 修 一
事務局長 野 田 浩 司
会計管理者 川 合 清 久
事業課主幹 源 口 雅 之
事業課主幹 大 田 より子

議事日程（第1号）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 副議長の選挙について
- 第6 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第7 議案第2号 令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第3号 令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第4号 令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第10 議案第5号 令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第6号 監査委員の選任同意について
- 第12 議案第7号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に

関する条例の一部の改正について

議事日程（第１号の２ 追加）

第１３ 議長の辞職について

第１４ 議長の選挙

会議に付した事件

議事日程（第１号）

第１～第１２ 議事日程のとおり

議事日程（第１号の２ 追加）

第１３～第１４ 議事日程のとおり

議事等の経過

○書記（今井昇治君）

書記の今井と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜りましてまことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年１１月に開催いたしました令和６年第２回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に選出されました皆様を御紹介させていただきます。

まず、伊勢市の浜口和久議員でございます。

○議員（浜口和久君）

よろしくお願いします。（拍手）

○書記（今井昇治君）

続きまして、桑名市の愛敬重之議員でございます。

○議員（愛敬重之君）

よろしくお願いします。（拍手）

○書記（今井昇治君）

続きまして、伊賀市の赤堀久実議員でございます。

○議員（赤堀久実君）

よろしくお願いします。（拍手）

○書記（今井昇治君）

以上で御紹介を終わらせていただきます。

それでは、令和7年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事について、中島議長よろしく願いいたします。

午後2時33分、開会

○議長（中島清晴君）

皆さん、こんにちは。

議長の中島でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は、33名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことを御報告いたします。

開議に先立ち、広域連合長から招集の御挨拶があります。

○広域連合長（森智広君）

みなさん、こんにちは。令和6年12月に広域連合長に再任されました、四日市市長の森智広でございます。よろしくお願い申し上げます。

先週末は、三重県の北勢地域を中心に大雪がありまして、四日市市も一番雪が降る場所になっておりまして40センチくらい積もりました。他の自治体においても大変ご苦労があったことかと思えます。四日市市においては、大きな被害もなく安堵しているところでございます。

さて、本日は、令和7年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会では、条例の制定が1件、条例の一部改正が1件、令和6年度補正予算が2件、令和7年度当初予算が2件、監査委員の選任同意が1件の計7議案を提出いたします。

それぞれの案件につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

午後 2 時 3 5 分、開議

○議長（中島清晴君）

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程第 1 号により議事を進めます。

日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出された議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○議長（中島清晴君）

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 107 条の規定により、

議席番号 5 番、福井敏人議員、議席番号 26 番、城田政幸議員を指名いたします。

○議長（中島清晴君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、閉会中の議員の辞職許可についてであります。

伊勢市の藤原清史議員、桑名市の富田薫議員から、閉会中に広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第 126 条の規定により、これを許可いたしました。

次に、監査委員から報告のありました現金出納検査の結果及び令和 6 年度三重県後期高齢者医療広域連合定例監査等結果報告書については、お手元に配付のとおりであります。

○議長（中島清晴君）

日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日と決定いたしました。

○議長（中島清晴君）

日程第５、副議長の選挙についてです。

紀宝町の向井健雅議員から、閉会中に広域連合議会副議長を辞職したい旨の
願い出がありましたので、会議規則第９１条の規定により、これを許可いたし
ました。

このことから、現在、副議長職が空席となっておりますので副議長の選挙を
行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選
によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の副議長に、議席番号３０番、小林豊議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小林豊議員を副議長の当選人として定めることに
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小林豊議員が副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選されました小林豊議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。
この際、御挨拶があればお伺いいたします。

○副議長（小林豊君）

ただいま副議長に就任することになりました玉城町の小林でございます。
議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願います。（拍手）

○議長（中島清晴君）

ありがとうございました。
ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○広域連合長（森智広君）

議長。

○議長（中島清晴君）

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

令和7年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、運営に臨む私の方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

後期高齢者医療制度を取りまく状況は、急速な少子化や高齢者人口の増加、医療費の拡大、現役世代の負担増大など、益々厳しさを増していくことが見込まれ、国において「全世代型社会保障の構築を目指す改革」が進められる中、令和6年9月の「高齢社会対策大綱」では、持続可能な高齢者医療制度の運営のため、現役世代の負担が増加することや、令和4年10月に導入された「一定以上所得のある者への窓口2割負担の状況」に留意しつつ、現役並みに所得のある後期高齢者の窓口3割負担の判断基準の見直し等の検討を進めるとされ、また、財政制度等審議会財政制度分科会の「令和7年度予算の編成等に関する建議」においては、全世代型社会保障の構築に向けて取り組むべき項目として、年齢ではなく能力に応じた負担や窓口3割負担の判断基準の見直しについて言及されました。

2年に1度の改定を行います保険料率につきましては、次回は令和8年度にその時期を迎えることから、こうした改革の進捗を踏まえつつ、団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度に加入され、傾向は緩やかになるものの、当面の

間は増加していくことが見込まれる被保険者数、保険料に上乗せして徴収するとされる子育て支援金など、様々な要素を考慮する必要がある、令和7年度は、その準備を適切に進めてまいります。

当制度を安定的に運営していく上で、医療費適正化を推進することは重要であります。令和6年度から計画期間を開始しました第3期データヘルス計画に基づき、引き続き、健診受診率の向上や生活習慣病予防対策、フレイル予防対策を講じ、医療費適正化に努めてまいります。

更に、29市町の御理解と御協力の下、今年度から県内全域での実施に至りました「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」であります。今後におきましては、更なる実施圏域の拡大と事業内容の充実を図り、高齢者の健康寿命の延伸に繋げてまいります。

また、昨年12月2日から「マイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組み」に移行しましたが、現状では、制度移行後の新規加入者等を除く、大半の被保険者が「使用可能な従来の被保険者証」をお持ちであり、それが使用期限を迎える令和7年7月末に向け、丁寧な制度周知を行うとともに、マイナ保険証の利用促進にも努めてまいります。

今後も県内29市町や関係機関と緊密に連携しながら、被保険者の方々が安心して医療を受けられ、そして、健康寿命が延伸されるよう、各種事業に鋭意取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（中島清晴君）

それでは、議事日程により会議を続けます。

日程第6、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（森智広君）

議長。

○議長（中島清晴君）

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第1号について御説明申し上げます。

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布により、懲役及び禁錮

を廃止し、並びに新たに拘禁刑を創設するなどの改正が行われ、これらの規定が令和7年6月1日から施行されることに伴い、三重県後期高齢者医療広域連合の条例の規定中の懲役及び禁錮を拘禁刑に改める等所要の改正を行うもので、令和7年6月1日から施行しようとするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中島清晴君）

日程第7、議案第2号、令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（森智広君）

議長。

○議長（中島清晴君）
広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第2号についてご説明申し上げます。

「令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万3千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,713万1千円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（野田浩司君）
議長。

○議長（中島清晴君）
事務局長。

○事務局長（野田浩司君）

議案第2号「令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑤の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、268万6千円の減額で、補助対象となる保険者インセンティブ等対象経費の減額によるものでございます。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金 第1目 財政調整基金繰入金は、92万3千円の増額で、広域連合派遣職員人件費負担金の増額分の一部を基金から繰入れるものでございます。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は392万6千円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、7万3千円の増額で、歳計現金預金利息の増額見込みによるものでございます。

第2項 雑入、第1目 雑入は、1万3千円の減額で、雇用保険の実費弁償分の減額見込みによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、31万8千円の減額で、議員の報酬、費用弁償及び会場使用料の減額見込みによるものでございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、259万5千円の増額で、主なものとしたしましては、13ページ、14ページをお願いいたします。

負担金、補助及び交付金のうち、広域連合派遣職員人件費負担金の増額見込みによるもの及び、積立金として地方財政法に基づく前年度繰越金の2分の1を財政調整基金へ積立てるものでございます。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、5万4千円の減額で、監査委員報酬及び費用弁償の減額見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第2号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中島清晴君）

日程第 8、議案第 3 号、令和 6 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（森智広君）

議長。

○議長（中島清晴君）

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第 3 号について御説明申し上げます。

「令和 6 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6 億 5, 3 2 5 万 6 千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 6 4 0 億 8, 9 8 1 万 1 千円とするものであります。

また、歳入歳出予算のほか、債務負担行為を設定しようとするものです。詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（野田浩司君）

議長。

○議長（中島清晴君）

事務局長。

○事務局長（野田浩司君）

議案第 3 号「令和 6 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑥の 9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。
歳入でございます。

第 1 款 市町支出金、第 1 項 市町支出金、第 1 目 事務費等負担金は、8, 9 6 8 万 1 千円の減額で、積立金を除く総務費・一般管理費及び保健事業費の執行見込額の減額並びに前年度負担金精算によるものでございます。

第 2 目 保険料等負担金は、2 億 1 4 6 万 5 千円の減額で、保険基盤安定制度負担金の減額見込みによるものでございます。

第 3 目 療養給付費負担金は、5, 1 6 1 万 5 千円の増額で、前年度負担金の確定に伴う市町の追加負担分でございます。

第 2 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 1 目 調整交付金は、2 億 3, 9 4 1 万 3 千円の増額で、保険者インセンティブの増、及び健康診査事業補助金の一部が、特別調整交付金により財政措置されることに伴い増額するものでござ

ざいます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、1億5,871万7千円の減額で、健康診査事業補助金の一部が特別調整交付金により財政措置されることに伴う減額によるものでございます。

第4目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1万7千円の増額で、東日本大震災に係る一部負担金免除に対する補助金の増額によるものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金は、7,888万円9千円の減額で、前年度交付金の精算によるものでございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、960万6千円の増額で、対象となる400万円を超えるレセプトの中で200万円を超える医療費分に対する交付金の増額によるものでございます。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、564万4千円の増額で、後期高齢者医療事業運営基金の運用利息の増額によるものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、26億1,751万6千円の減額で、前年度繰越金の確定に伴い減額するものでございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は75億2,469万8千円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第10款 諸収入、第2項 預金利子、第1目 預金利子は2,915万1千円の増額で、歳計現金預金利息の増額によるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第3項 雑入、第2目 第三者納付金は、7,700万円の減額で、第三者行為損害賠償金の減額によるものでございます。

第3目 返納金は、1,638万円の増額で、医療費の自己負担割合変更に伴う差額等の返納金の増によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、23億6,639万7千円の増額で、主なものは、役務費・通信運搬費の実績見込みによる減と、後期高齢者医療事業運営基金への積み立てによる増でございます。

第2款 医療給付費、第1項 療養諸費、第2目 療養費は、8,245万2千円の減額で、各種療養費の実績見込額の減によるものでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第2款 医療給付費、第2項 高額療養諸費、第2目 高額介護合算療養費は、5,093万5千円の減額で、実績見込額の減によるものでございます。

第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、1億1,500万円の減額

で、葬祭費支給件数の実績見込の減によるものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第3款 県財政安定化基金拠出金、第1項 県財政安定化基金拠出金、第1目 県財政安定化基金拠出金は、497万1千円の減額で、拠出金が確定したものでございます。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、364万7千円の増額で、拠出金の増額見込によるものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第5款 支払基金拠出金、第1項 支払基金拠出金、第1目 出産育児支援金は、1億9,285万円の減額で、拠出金の確定によるものでございます。

第6款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第2目 その他健康保持増進費は、7,358万4千円の減額で、主なものは、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施委託料の減によるものでございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第2目 保険料還付金は、1,840万円の増額で、過年度保険料還付金の実績見込額の増によるものでございます。

第3目 償還金は、27億8,460万4千円の増額で、前年度実績の確定に伴う国庫支出金等の精算による増でございます。

最後に、戻りまして3ページ、4ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

広域連合電算処理システム事業につきましては、標準システムの更改による各種スケジュールの見直しなどに伴い、また、「後期高齢者医療制度のご案内」小冊子の作成委託料につきましては、保険証廃止等の制度変更による小冊子の発送作業スケジュールの見直しに伴い、それぞれ、令和6年度中の契約が必要であるため、期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額をそれぞれ、8,989万2千円、654万5千円として新たに設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中島清晴君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第3号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中島清晴君）
御異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

- 議長（中島清晴君）
日程第9、議案第4号、令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計
予算を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

- 広域連合長（森智広君）
議長。

- 議長（中島清晴君）
広域連合長。

- 広域連合長（森智広君）
議案第4号について御説明申し上げます。
「令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、歳入歳出予
算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,732万5千円とするもので、前年度
比、758万3千円の減額であります。
また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし
書の規定により、同一款内での各項相互とするものであります。
詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

- 事務局長（野田浩司君）
議長。

○議長（中島清晴君）
事務局長。

○事務局長（野田浩司君）

議案第4号「令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑦の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金は、2億2,257万3千円の計上で、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町の負担金でございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、1,460万円の計上で、保険者インセンティブ対象経費及び住民、医療関係者等の「意見を聞く場」としております「運営協議会」の運営経費に対する補助金でございます。

第3款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、1千円の計上で、財政調整基金の利子でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金は、1千円の計上で、財政調整基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1千円の計上で、前年度繰越金でございます。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、1千円の計上で、歳計現金の預金利子でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項 雑入、第1目 雑入は、14万8千円の計上で、雇用保険の実費弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、81万円の計上で、議員の報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、2億3,580万3千円の計上で、主なものといたしましては、特別職や会計年度任用職員5名分の報酬、再任用職員2名分の給料、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、次に15ページ、16ページをお願いいたします。

出張等に要する旅費、消耗品費などの需用費、財務会計システム等の保守点検業務などの委託料、事務所や事務処理機器等の借上料などの使用料及び賃借料、次に17ページ、18ページをお願いいたします。

広域連合派遣職員人件費負担金などの負担金等でございます。

第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費は、3万4千円の計上で、選挙管

理委員の報酬及び費用弁償でございます。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、17万8千円の計上で、監査委員の報酬及び費用弁償でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第4号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中島清晴君）

日程第10、議案第5号、令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（森智広君）
議長。

○議長（中島清晴君）
広域連合長。

○広域連合長（森智広君）
議案第５号について御説明申し上げます。

「令和７年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ２，６７４億２，９７０万１千円とするもので、前年度比、８０億１，９６５万８千円の増額であります。

また、歳入歳出予算のほか、一時借入金は、借入れの最高額を９０億円と定め、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、同一款内での各項相互とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（野田浩司君）
議長。

○議長（中島清晴君）
事務局長。

○事務局長（野田浩司君）

議案第５号「令和７年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑧の７ページ、８ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第１款 市町支出金、第１項 市町支出金、第１目 事務費等負担金は、１１億８，５６６万６千円の計上で、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第２目 保険料等負担金は、２９９億４，０１２万２千円の計上で、保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金でございます。

第３目 療養給付費負担金は、２０８億８，８９７万４千円の計上で、高齢者の医療の確保に関する法律（第９８条）で定められた定率の負担金でございます。

第２款 国庫支出金、第１項 国庫負担金、第１目 療養給付費負担金は、６２億６，６９２万３千円の計上で、こちらも同法（第９３条第１項）で定められた定率の負担金でございます。

第２目 高額医療費負担金は、１７億６，１５８万７千円の計上で、こちらも

同法（第93条第2項）で定められた負担金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、222億3,424万4千円の計上で、広域連合間における被保険者の所得の格差による財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金と長寿・健康増進事業等に対して交付される特別調整交付金でございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、3億866万3千円の計上で、健康診査事業、歯科健康診査事業、特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。

第4目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1千円の計上で、東日本大震災に係る一部負担金免除に対する補助金でございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金は、208億8,897万4千円の計上で、高齢者の医療の確保に関する法律（第96条第1項）で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、17億6,158万7千円の計上で、同法（第96条第2項）で定められた定率の負担金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項 財政安定化基金支出金、第1目 財政安定化基金交付金は、1千円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金からの交付金でございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金は1,033億4,694万1千円の計上で、現役世代からの負担金として、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、1億2,029万1千円の計上で、1件当たり400万円を超えるレセプトを対象として、200万円を超える部分から公費支援分を除いた部分に対する国民健康保険中央会からの交付金でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、1千円の計上でございます。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、20億1,571万8千円の計上で、後期高齢者医療事業の財政の均衡を図るための繰入金でございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1千円の計上でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第9款 県財政安定化基金借入金、第1項 県財政安定化基金借入金、第1目 県財政安定化基金借入金は、1千円の計上でございます。

第10款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第1目 延滞金、第2目、過料、第3目、加算金は、それぞれ1千円の計上でございます。

第2項 預金利子、第1目 預金利子は、1千円の計上でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第3項 雑入、第1目 違約金及び延納利息は、1千円の計上、第2目 第三者納付金は、3億円の計上で、第三者行為の損害賠償金でございます。

第3目 返納金は、1千万円の計上で自己負担割合変更に伴う差額分等の返納金でございます。

第4目、雑入は、1千円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、9億1,251万9千円の計上で、主なものといたしましては、通信運搬費などの役務費、広域連合電算処理システム事業などの委託料、事務処理機器借上料に係る使用料及び賃借料、国保連合会への事務費負担金などの負担金でございます。

第2款 医療給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費等は、2,575億6,836万2千円の計上で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費などに係る保険者負担分でございます。

第2目 療養費は、15億4,198万4千円の計上で、鍼灸、あんま、マッサージ、柔道整復師の施術などに係る保険者負担分でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第3目 移送費は、10万円の計上で、被保険者の移送に係る費用でございます。

第4目 審査支払手数料は、5億8,612万6千円の計上で、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養諸費は、26億9,402万7千円の計上で、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第2目 高額介護合算療養費は、2億4,737万9千円の計上で、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額の合算が一定金額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第3目 高額療養費（外来年間合算）は1億637万6千円の計上で、外来療養に係る年間の自己負担額の合算が一定額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、10億円の計上で、被保険者が死亡した場合に、葬祭執行者に支給するものでございます。

第2目 傷病手当金は10万円の計上で、新型コロナウイルスにより、就労が困難な対象者に支給するものでございます。

第3款 県財政安定化基金拠出金、第1項 県財政安定化基金拠出金、第1目 県財政安定化基金拠出金は、9,973万2千円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金への拠出金でございます。

25 ページ、26 ページをお願いいたします。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、1億5,211万8千円の計上で、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る拠出金でございます。

第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、特別高額医療費共同事業の事務費拠出金でございます。

第5款 支払基金拠出金、第1項 支払基金拠出金、第1目 出産育児支援金は、2億881万6千円の計上で、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する支援金でございます。

第2目 流行初期医療確保拠出金等は1千円の計上で、感染症予防等への支援金でございます。

27 ページ、28 ページをお願いいたします。

第6款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費は、17億1,530万9千円の計上で、医科及び歯科の健康診査に係る委託料でございます。

第2目 その他健康保持増進費は、3億5,558万1千円の計上で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業をはじめ、市町が行う在宅者への訪問歯科健診等の推進事業などに対する補助金でございます。

第7款 公債費、第1項 公債費、第1目 一時借入金利子は、240万円の計上で、一時借入金の借り入れを行った場合の利子でございます。

29 ページ、30 ページをお願いいたします。

第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 還付加算金は、42万円、第2目 保険料還付金は、3,820万円の計上でございます。

第3目 償還金は、1千円の計上で、国庫支出金等精算返還金でございます。

第9款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、2億円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第5号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中島清晴君）

日程第11、議案第6号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

議席番号12番、池上茂樹議員に関する案件であるため、地方自治法第117条の規定により、池上茂樹議員は、本案の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

〔池上茂樹君 退場〕

○議長（中島清晴君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（森智広君）

議長。

○議長（中島清晴君）

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第6号について御説明申し上げます。

監査委員の選任同意については、議会議員のうちから選任する監査委員が現在空席となっております。

つきましては、議会議員のうちから選任する監査委員に池上茂樹議員を選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものであります。

以上で説明を終わります。
御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）
以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）
質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより議案第6号について、採決を行います。
議案第6号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）
御異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、同意することに決定いたしました。
池上茂樹議員の入場を許可いたします。

〔池上茂樹君 入場〕

○議長（中島清晴君）
池上茂樹議員に申し上げます。
議案第6号監査委員の選任同意については、同意することに決定されましたので御報告いたします。

○議長（中島清晴君）

日程第１２、議案第７号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（森智広君）
議長。

○議長（中島清晴君）
広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第７号について御説明申し上げます。

「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」は、令和７年１月１６日付け「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」において、５割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を２９万５千円から３０万５千円に改め、２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を５４万５千円から５６万円に改めることが通知されたことに伴い、所要の改正を行うもので、令和７年４月１日から施行しようとするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）
以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）
質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。

議案第7号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

自席で、しばらくお待ちください。

午後3時25分 休憩

午後3時27分 再開

○副議長（小林豊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に中島清晴議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

議長の辞職願を議会書記に朗読させます。

○書記（今井昇治君）

朗読いたします。

辞職願。三重県後期高齢者医療広域連合議会議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上でございます。

○副議長（小林豊君）

なお、地方自治法第117条の規定による除斥のため、中島議長は退席されておりますので、ご報告申し上げます。

お諮りいたします。

中島清晴議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、中島清晴議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

退席中の中島議員の入場を許可いたします。

〔中島清晴君 入場〕

○副議長（小林豊君）

前議長、中島議員からご挨拶がございます。

○前議長（中島清晴君）

一言ご挨拶申し上げます。ただいま、辞職のご同意をいただきました。拙い議長でございましたけど、無事皆様のおかげをもちまして議事進行をさせていただくことができました。厚くお礼を申し上げましてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林豊君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、永岡禎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、永岡禎議員を議長の当選人として定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました永岡禎議員が、議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました永岡議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

永岡議員、議長就任について、ご挨拶をお願いします。

○新議長（永岡禎君）

中島前議長様、ご苦労様でございました。ただいまご指名をいただきました名張市議会議長の永岡です。よろしくお願いいたします。微力ではありますが、小林豊副議長とともに皆様のご協力を得て議会を円滑に進めてまいりたいと思いますのでご協力方よろしくお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（小林豊君）

ありがとうございました。

それでは、議長と交代します。

永岡議長、議長席に御着席願います。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

○新議長（永岡禎君）

これより、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。さみしいですが、以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

令和7年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3 時 3 2 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議長

三重県後期高齢者医療広域連合議会前議長

三重県後期高齢者医療広域連合議会副議長

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員